

# 令和7年度 介護保険事業者等集団指導 〈共通事項〉

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ  
令和8年3月

# 1 加算に関する手続き

## (介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

加算等を新たに算定する場合や、内容に変更が生じる場合は、次のとおり届出をする必要があります。

### 提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 添付書類(各加算に必要な届出書及び要件を満たすことが分かる根拠資料等)

### 提出期限

居宅系サービス	毎月15日以前は翌月から、 毎月16日以降は翌々月からの算定
施設系サービス (ショートステイ・特定含む)	届出日の翌月(届出が受理された日が月の初日である 場合は当該月)から算定
訪問看護ステーションの緊急時訪問看護加算	届出受理日から算定
介護職員等処遇改善加算	届出日の翌々月から算定
減算に係る届出	速やかに提出

# 1 加算に関する手続き

## (介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

### 令和8年度 留意事項

#### ① 令和8年4月から新たに加算を算定する場合や変更する場合

**【提出期限:郵送・持参の場合:3月13日(金)(必着)**

**:厚生労働省電子申請・届出システムの場合:3月15日(日)】**

⇒(提出書類)

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・添付書類(各加算に必要な届出書及び要件を満たすことが分かる根拠資料等)

※施設系サービスについては、4月1日(水)が提出期限

**【①の提出方法】** 厚生労働省電子申請・届出システム、郵送、持参

# 1 加算に関する手続き

## (介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

### ② 令和8年度の処遇改善加算に係る届出

#### ■令和8年4・5月分を申請する事業者【提出期限:4月15日(水)】

※令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて提出すること

(1)令和7年度から加算の区分に変更がない場合(加算Ⅲ、Ⅳ)

⇒(提出書類)

・処遇改善計画書(令和8年度)

(2)加算の区分を変更する場合(加算Ⅰ、Ⅱ)や新たに処遇改善加算を算定する場合

⇒(提出書類)

・処遇改善計画書(令和8年度)

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(様式改正)

※加算Ⅰ、Ⅱについて、「加算Ⅰ□」「加算Ⅱ□」が新設。

※事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等)の介護サービス事業所に係る処遇改善計画についてもあわせて提出すること

# 1 加算に関する手続き

## (介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

### ■令和8年6月以降に申請する事業者【提出期限:6月15日(月)】

⇒(提出書類)

- ・処遇改善計画書(令和8年度)
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (様式改正)

### 【②の提出方法】

- ・(香川県の場合)「香川県電子申請・届出システム」
  - ・香川県へ提出する際、処遇改善加算(②)とその他の加算(①)で加算の変更がある場合、それぞれに体制等に関する届出書及び一覧表を提出してください。
  - ・(高松市の場合)「厚生労働省電子申請・届出システム、LoGoフォーム、郵送又は持参」
  - ・高松市へ提出する際、別途通知にて案内する方法にて提出してください。
- ※法人でまとめて処遇改善計画書を作成する場合、各事業所の指定権者ごとに届出が必要です。

## 2 各種申請・届出等に関する手続き

### 介護サービス事業所の変更・休廃止・再開の届出について

#### (1) 変更届

指定事業者は、介護保険法施行規則に定める事項に変更があった際は、変更内容について指定権者へ届出を行う必要があります。

【提出期限】 変更後10日以内

【届出に必要な書類】

- 変更届出書
- 添付書類

※事業所(施設)や法人の電話番号・FAX番号・メールアドレスに変更があったときも届出が必要です。

※介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護については、事前(変更前)に申請が必要な事項があります。

## 2 各種申請・届出等に関する手続き

### 介護サービス事業所の変更・休廃止・再開の届出について

#### (1) 変更届（変更届の提出が必要な事項）

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 申請者の名称
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑥ 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑦ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑧ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑨ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)
- ⑩ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑪ 運営規程
- ⑫ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑬ 事業所の種別
- ⑭ 提供する居宅療養管理指導の種類
- ⑮ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型の別)
- ⑯ 利用者、入所者又は入院患者の定員
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

## 2 各種申請・届出等に関する手続き

### 介護サービス事業所の変更・休廃止・再開の届出について

#### (2) 休止届・廃止届

指定済の事業所を休止または廃止しようとする際に届出を行う必要があります。

【提出期限】 休止または廃止しようとする日の1か月前まで

【届出に必要な書類】

- 廃止(休止)届出書
- 利用者がある場合は、利用者全員分の引き継ぎ予定先を記載した一覧

#### (3) 再開届

休止していた事業所を再開する際に届出を行う必要があります。

【提出期限】 再開後10日以内（なお、再開前に連絡してください。）

【届出に必要な書類】

- 再開届出書
- 当該届出に係る事業(施設)に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類

## 2 各種申請・届出等に関する手続き 指定更新手続きについて

### (1) 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

### (2) 指定更新に係る留意事項

- 居宅サービス事業と介護予防サービス事業を一体として運営している場合で、有効期限が異なる場合、先に到来する有効期限にあわせて両事業の指定更新が可能です。
- 人員・運営基準等の基準を満たしていない事業所及び休止中の事業所は指定更新できません。
- 指定更新手続きを行わなかった場合、指定有効期間満了をもって、指定の効力を失います。

### (3) 対象となる事業所

各指定権者が指定している介護保険事業所(みなし指定の事業所を除く)  
※介護予防サービスについては居宅サービスと同様の要件となっています。

## 2 各種申請・届出等に関する手続き 指定更新手続きについて

### (4) 提出書類

- 指定更新申請書
- 各サービスの付表
- 指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト
- 添付書類

※各項目において、更新申請以前に届け出た内容(変更届)からの変更の有無を確認し、変更がある場合は必要書類を提出してください。

※書類省略不可の項目(誓約書や介護支援専門員の氏名及びその登録番号)については、必ず書類を提出してください。(誓約書は、サービスに対応した様式があります。)

※介護予防サービスについては居宅サービスと同様の要件となっています。

## 2 各種申請・届出等に関する手続き 指定更新手続きについて

### (5) 提出方法

- 提出期限: 指定有効期間満了日の1ヶ月前まで
- 提出方法: 電子申請、郵送、持参
- 提出先 : 香川県長寿社会対策課 (高松市介護保険課)

### (6) 申請手数料

#### 申請手数料

サービスの種類	申請の種類	金額
指定居宅サービス事業者	指定更新申請	10,000円
指定介護老人福祉施設	指定更新申請	33,000円
介護老人保健施設	許可更新申請	33,000円
介護医療院	許可更新申請	33,000円
指定介護予防サービス事業者	指定更新申請	10,000円

## 2 各種申請・届出等に関する手続き 指定更新手続きについて

### (6) 申請手数料

- 申請手数料納付方法(香川県)

- ①香川県証紙

申請書類と一緒に提出してください。(申請書に貼付せず提出してください。)

- ②香川県電子申請・届出システムによる電子納付

申請書等必要書類の提出→システムにて、手数料電子納付の申請→

担当課にて、申請書等必要書類を確認後、手数料電子納付申請を受理→

受理通知メールを受信後、手数料を納付(キャッシュレス決済)

※請求書、領収書は発行されません。

- 申請手数料納付方法(高松市)

申請書の受理後、納入通知書を郵送しますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。

## 2 各種申請・届出等に関する手続き 指定更新手続きについて

### (7) 休止中の事業所

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。

また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」(介護老人福祉施設は「辞退届」も必要)を提出してください。

### (8) 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

- 申請書提出後に変更が生じた場合は、「変更届出書」を提出してください。
- 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合は、指定の更新を受けることができませんので、「廃止・休止届出書」と併せて指定更新申請の取下げ書(任意様式)を提出してください。なお、その場合、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

### 3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

#### 電子申請・届出システムの概要

- 厚生労働省が実施する、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組み
- 香川県及び高松市では、令和6年9月から、本システムによる申請等の受付を開始
- 各市町の受付状況については、各市町へお問い合わせください。
- 介護保険法施行規則において、申請や変更の届出等は、当該システムにより提出しなければならないことが規定されていますが、従来どおり持参、郵送による提出も可能です。

#### 電子申請・届出システムのメリット



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

### 3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

#### 電子申請届出システムにより受付可能な申請等種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請  
届出※1

加算に関する  
届出

※1:「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

#### システム上で作成する様式

新規指定時の申請、指定更新申請、変更届、再開届、廃止・休止届、  
各付表、開設許可事項変更申請等の申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力

#### 別途データを作成し、添付

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(添付の別紙含む)、勤務表、事業所(施設)平面  
図等の添付書類

### 3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

#### システム利用に必要な準備

- 電子申請・届出システムを利用するには、デジタル庁が運営する「**GビズID**」のアカウントを作成する必要があります。  
⇒このアカウントが電子申請・届出システムのログインID
- Gビズ IDは書類審査が必要であり、審査に2週間程度かかるため、予めIDを取得しておくことをお勧めします。
- GビズIDは電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご活用いただけます。  
※経営情報報告データベースシステムのログイン時にも必要となっています。
- 詳細についてはデジタル庁 gBiz IDホームページ  
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご参照ください。



# 3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

## 本システム利用時の画面イメージ

電子申請・届出システム：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



電子申請届出システム

お問合せ ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認  
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

<ol style="list-style-type: none"><li>新規指定申請 新規指定申請を行う機能</li><li>変更届出<ol style="list-style-type: none"><li>介護保険事業の変更届出 介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能</li><li>法人情報に係る一括変更届出 複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能</li></ol></li><li>更新申請 更新申請を行う機能</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>その他<ol style="list-style-type: none"><li>再開届出</li><li>廃止・休止届出</li><li>指定差戻届出</li><li>指定を不要とする旨の届出 ※</li><li>介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※</li><li>介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※</li><li>介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※ ※4から7は居宅施設サービスのみ。</li></ol></li><li>加算に関する届出 加算に関する届出を行う機能</li><li>他法制度に基づく申請届出 介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能</li></ol>
--	---

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

### 【その他】

・処遇改善加算等の処遇改善計画書と実績報告書の提出は、別途案内する方法にて提出してください。

・申請手数料の納付について、香川県では、香川県証紙提出の他、香川県電子申請・届出システムを利用した電子納付による支払いが可能です。

## 4 介護保険電子メール同報配信システムについて(香川県)

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム(以下「同報メール」という。)で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信するものもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合、**必ずサービスごとに登録**をお願いいたします。

登録(変更・解除)サイト

<https://www.kaigo-asp.jp/kagawa/entry/>

登録(変更・解除)二次元コード



## 4 介護保険電子メール同報配信システムについて

### 登録方法

トップメニューから、実施したい項目を選びます。  
新規登録の他、変更登録、登録解除も行うことができます。

#### 香川県介護保険同報配信メールアドレス登録

##### 【注意事項】

「香川県介護保険同報配信メールアドレス登録」で登録されたメールアドレスは、介護保険に関する最新の情報提供や説明会の開催案内を行う目的で利用されます。  
(介護保険事業者等向けの情報配信を行います。)  
趣旨をご理解のうえご利用ください。

#### メニュー

新規登録

変更登録

登録解除

登録状況照会

#### 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、メールによりお願いします。

## 4 介護保険電子メール同報配信システムについて

### (新規登録の場合)

メニューの“新規登録”を選び、新規登録(仮登録)に事業所番号とメールアドレスを入力し、“次へ”をクリックします。

### 香川県介護保険同報配信メールアドレス登録

**【注意事項】**

「香川県介護保険同報配信メールアドレス登録」で登録されたメールアドレスは、介護保険に関する最新の情報提供や説明会の開催案内を行う目的で利用されます。(介護保険事業者等向けの情報配信を行います。)  
趣旨をご理解のうえご利用ください。

### 新規登録(仮登録)

メールアドレスは各事業所3つまで登録できます。  
事業所番号、メールアドレスを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

- ※ メールアドレスは大文字・小文字を区別します。
- ※ ドメイン指定受信をしている場合は **kaigo-asp.jp** のドメインからのメールを許可してください。
- ※ **kaigo-asp.jp** のドメインからのメールは配信専用です。  
ご返信いただいても返信内容の確認およびご返答はできません。

事業所番号

メールアドレス

### (変更登録の場合)

### 香川県介護保険同報配信メールアドレス登録

### 変更登録

事業所番号、変更前メールアドレス及び変更後メールアドレスを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。変更内容確認画面が表示されます。

- ※ メールアドレスは大文字・小文字を区別します。
- ※ ドメイン指定受信をしている場合は **kaigo-asp.jp** のドメインからのメールを許可してください。
- ※ **kaigo-asp.jp** のドメインからのメールは配信専用です。  
ご返信いただいても返信内容の確認およびご返答はできません。

事業所番号

変更前メールアドレス

変更後メールアドレス

仮登録により、確認メールが配信されますので、本登録をしてください。

これにより、メールアドレス登録は完了です。